佐賀県告示第 291 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂 災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 5 月 17 日

		土砂災害警戒区:
		及び土砂災害特別

佐賀県知事 山 口

祥

義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	因となる	びに土砂災害特別
嬉野市	今寺 2 (443 -026)	急傾斜地	次の図のとおり
嬉野町	今寺 (443 -065)	の崩壊	
大字下	今寺 8 - 1 (443 -066_1)		
宿	今寺 8 - 2 (443 -066_2)		
	今寺7 (443 -067)		
	今寺6 (443 -068)		
	今寺 5 (443 -069)		
	一位原 3 (443 -070)		
	今寺 9 (443B -002)		
	今寺 11 (443B -005)		
	一位原 5 - 2 (443B -007_2)		
	一位原 4 (443B -008)		
	三本桜川(443 -038)	土石流	
	中ノ谷川(443 -039)		
	一本桜川1(443 -041)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)